

22中地交第3号
2022年11月22日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 指宿 一郎 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊟

地方苦情処理会議に関する要求

地方苦情処理会議の、正常かつスピード感ある運用を確立するため、以下の要求を提出しますので、2023年1月31日までに誠意ある回答を求めます。

記

- 1、 申告案件がたとえ同じ社員のものであったとしても、一つ一つの苦情申告に対し、地方苦情処理会議も別々で開催すること。
- 2、 議長について、本当に中立の立場であると言えるのか、その根拠を含め明確に説明すること。
- 3、 議長について、その正式な役割と全会議に出席しなくても良いという根拠を示すこと。
- 4、 地方苦情処理委員について、労使双方5名となっているが、会議においては、最低でも双方過半数に当たる3名以上の参加とするよう改正すること。
- 5、 労使関係に関する協約第67条に基づき、当該社員の勤務指定を理由に様々な手続きが妨げられることの無いよう、勤務の扱いについては、その日またはその時間について勤務扱いとすることを前提とすること。
- 6、 地方会議の事実審査の期限について、形式審査で受理されて以降90日以内とするよう改めること。
- 7、 事実審査の報告については、報告者氏名も載せた正式な文書とし、会議にて報告すること。
- 8、 地方苦情処理会議の議事録を都度作成し、労使双方で確認するよう改正すること。
- 9、 以上8点について、本社対応であるならば本社に上申すること。

以上